

第二十八回国会 公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録第二号

昭和三十三年四月三十一日
南好雄君が委員長に、青木正君、石坂繁君、大村清一君、加藤高藏君、松澤雄藏君、井堀繁雄君及び島上善五郎君が理事に当選した。

昭和三十三年四月三日(木曜日)

午前十一時十九分開議

出席委員

委員長 南 好雄君

理事青木 正君 理事加藤 高藏君

理事古川 文吉君 理事松澤 雄藏君

理事井堀 繁雄君 理事島上善五郎君

大村 清一君 高橋 順一君

橋本登美三郎君 三田村武夫君

山本 利壽君 森 三樹二君

山下 榮二君

出席國務大臣

國務大臣 那 祐一君

出席政府委員

総理府事務官(自 兼子 秀夫君
治庁選挙局長)

三月三十一日

委員藤枝景介君辞任につき、その補欠として三田村武夫君が議長の指名で委員に選任された。

四月三日

理事大村清一君同日辞任につき、その補欠として古川文吉君が理事に当選した。

三月三十一日

公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五〇号)
四月一日

公職選挙法の一部を改正する法律案(島上善五郎君外八名提出、衆法第一一一号)
三月六日
公職選挙法の一部改正に関する請願(島村一郎君紹介)(第一三三一号)の審査を本委員会に付託された。

一月十八日
公職選挙法の一部改正に関する陳情書(栃木県議会議長小田垣健一郎)(第六六号)
二月二十五日
公職選挙法の一部改正に関する陳情書(福井県議会議長今沢東)(第三九九号)

同外二件(熊本県町村会会長河津真雄外二名)(第四七二号)
三月三日
公職選挙法第十五条第三項の規定削除に関する陳情書(札幌市議会議長斎藤忠雄)(第五二二号)

同月十八日
公職選挙法の一部改正に関する陳情書(東京都議会議長上条貞)(第六一七号)
参議院選挙制度改革に関する陳情書(東京都新宿区二の七三志村儀亥知)(第六二〇号)

四月一日
公職選挙法の一部改正に関する陳情書外二件(水戸市南三の丸一〇七茨城原町村議会議長長平山智得外二名)(第九〇四号)
公職選挙法等選挙関係法令の改定に

関する陳情書(横浜市選挙管理委員会委員長青木斐)(第九〇五号)を本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件
公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五〇号)

公職選挙法の一部を改正する法律案(島上善五郎君外八名提出、衆法第一一一号)

○南委員長 これより会議を開きます。この際お諮りいたします。理事大村清一君より理事辞任の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

○南委員長 御異議なしと認めます。よって、許可するに決しました。これより理事補欠選任を行いたいと存じますが、これは、先例によりまして、委員長において指名するに御異議ありませんか。

○南委員長 御異議なしと認めます。よって、古川文吉君を理事に指名いたします。

○南委員長 それでは、内閣提出の公職選挙法の一部を改正する法律案及び島上善五郎君外八名提出の公職選挙法の一部を改正する法律案を一括議題とし、順次その提案理由の説明を求めるところにいたします。

まず、内閣提出の公職選挙法の一部を改正する法律案について説明を求めます。國務大臣那祐一君。

公職選挙法の一部を改正する法律案
公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。目次中「第二百二十二条(補充選挙人名簿の期日、期間等の告示)」を「第二百二十二条(補充選挙人名簿の期日、期間等の告示)」を「第二百二十二条(補充選挙人名簿の期日、期間等の告示)」に、「第二百二十二条(補充選挙人名簿の期日、期間等の告示)」を「第二百二十二条(補充選挙人名簿の期日、期間等の告示)」に改める。

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。目次中「第二百二十二条(補充選挙人名簿の期日、期間等の告示)」を「第二百二十二条(補充選挙人名簿の期日、期間等の告示)」に、「第二百二十二条(補充選挙人名簿の期日、期間等の告示)」を「第二百二十二条(補充選挙人名簿の期日、期間等の告示)」に改める。

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。目次中「第二百二十二条(補充選挙人名簿の期日、期間等の告示)」を「第二百二十二条(補充選挙人名簿の期日、期間等の告示)」に、「第二百二十二条(補充選挙人名簿の期日、期間等の告示)」を「第二百二十二条(補充選挙人名簿の期日、期間等の告示)」に改める。

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。目次中「第二百二十二条(補充選挙人名簿の期日、期間等の告示)」を「第二百二十二条(補充選挙人名簿の期日、期間等の告示)」に、「第二百二十二条(補充選挙人名簿の期日、期間等の告示)」を「第二百二十二条(補充選挙人名簿の期日、期間等の告示)」に改める。

第十五条第六項を次のように改める。

6 第二項、第三項及び前項の規定により選挙区を設ける場合においては、行政区画、衆議院議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。

第十五条に次の一項を加える。
8 前各項に定めるものの外、地方公共団体の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に關し必要な事項は、政令で定める。

第十五条の二第三項中「第一項又は第二項」を「第一項から第四項まで」に改める。
第三十一條第四項中「二十五日」を「二十日」に改める。
第三十三條第五項第二号中「都道府県の教育委員会の委員及び」を削り、同項第三号中「並びに」を「及び」に改め、「及び教育委員会の委員」を削る。

第三十四條第六項第一号中「衆議院議員」を削り、同項第二号中「地方自治法」を「衆議院議員及び地方自治法」に改める。
第四十九條第一号及び第二号中「郡市」を「市町村」に改める。
第五十七條第二項中「都道府県の議員」を「都道府県の議会の議員」に改める。

第七十一條中「長又は委員」を「又は長」に改める。
第八十六條第一項第二号中「地方自治法第五十五条第二項（区を設ける指定市）」を「地方自治法第二百五十二条の十九第一項（指定都市）」

に改め、同項第三号中「並びに」を「及び」に改め、「及び教育委員会の委員」を削り、同条第三項中「都道府県及び市の議会の議員及び教育委員会の委員」を並びに都道府県及び市の議会の議員に改め、「及び教育委員会の委員」を削り、同条第五項中「第八項」を「第五項」に改める。
第一百十三條第三項各号列記以外の部分中「又は第五項本文」及び「及び第五項本文」を削る。
第一百十六條中「第一百十條（再選挙）第一項若しくは第二項（選挙の一部無効に係る部分を除く。）又は第一百十三條第一項（補充選挙）若しくは第二項（増員選挙）」を「第一百十條（再選挙）（選挙の一部無効に係る部分を除く。）又は第一百十三條（補充選挙）及び（増員選挙）」に改める。
第一百二十二條の次に次の一條を加える。
（投票及び開票の順序）
第二百二十二條の二 第一百十九條の規定により同時に選挙を行う場合における投票及び開票の順序は、同条第一項の規定による場合にあつては当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員会が、同条第二項の規定による場合にあつては都道府県の選挙管理委員会が定める。

第二百三十二條中「三町」を「三百メートル」に改める。
第四百十一條第一項第三号中「及び長」の下に「並びに町村長」を加え、同項第四号中「及び長」を削り、同条第三項中「自動車は」の下に「町村長の選挙以外の選挙にあつては」を加え、「以下本項中同じ。」を削り、「限るものとする。」を「町村長の選挙にあつては小型自動車又は軽自動車（道路運送車両法第三条の規定に基き定められた小型自動車又は軽自動車をいう。）に限るものとする。」に、「乗用自動車及び小型貨物自動車」を「これらの自動車」に改める。
第四百二十二條第一項第一号中「一万枚」を「二万五千枚」に改め、同項第三号中「一万枚」を「当該都道府県の区域内の衆議院議員の選挙区の数が一である場合には一万五千枚、当該都道府県の区域内の衆議院議員の選挙区の数が一を超える場合にはその一を増すごとに三千枚を一万五千枚に加えた数」に改め、同項第四号中「二千枚」を「三千枚」に改め、同項第五号中「一万枚」を「一万五千枚」に、「二千枚」を「二千五百枚」に改め、同項第六号中「二千枚」を「三千枚」に、「五百枚」を「八百枚」に改め、同項に次の一號を加える。
七 町村の選挙にあつては、長の選挙の場合には公職の候補者一人に於て一千枚、議会の議員の選挙の場合には公職の候補者一人に於て三百枚
第四百二十二條第二項中「第六号」を「第七号」に改める。
第四百四十四條第一項第一号中「五千枚」を「八千枚」に改め、同項第四号中「五千枚」を「八百枚」に、「二千枚」を「三千枚」に改め、同項第五号中「百枚」を「三百枚」に改め、同条第三項中「四十一センチメートル」を「四十二センチメートル」に、「二十八センチメートル」を「三十七センチメートル」に改める。

第四百四十七條第二項中「一町」を「百メートル」に改める。
第四百四十八條第三項に次のただし書を加える。
但し、点字新聞紙については、第一号ロの規定（同号ハ及び第二号中第一号ロに係る部分を含む。）は、適用しない。
第五百十三條第一項中「人口概ね四千以上の町村で都道府県の選挙管理委員会の指定するもの」を「都道府県の選挙管理委員会の指定する町村」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。
第五百五十五條第一項中「衆議院議員の選挙にあつては三日以内、その他の選挙にあつては二日以内」を「二日以内」に改める。
第五百五十六條の二第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。
3 都道府県の選挙管理委員会は、前項の最初に行われる立会演説会における演説の順序の決定については、立会演説会を行う期間を二又は三の期間に分け、それぞれその期間ごとに行うことができる。
第五百五十九條第一項中「退去させることができる」を「退去させなければならない」に改め、同条に次の一項を加える。
3 市町村の選挙管理委員会は、立会演説会の開催に當り、会場の秩序保持に關するこの法律の規定の趣旨及び内容を説明し、並びに会場の見易い場所に掲示する等の方法により、立会演説会の秩序保持に努めなければならない。

第六百六十五條及び第六百六十五條の二中「三町」を「三百メートル」に改める。
第六百七十六條第一項第一号中「回数券十五枚」を「片道普通乗車券三十枚」に改め、同条第二項中「回数券」を「片道普通乗車券」に改める。
第六百七十七條第三項中「及び回数券」を「若しくは片道普通乗車券」に改める。
第二百一十一條の五第一項第四号及び第二百一十一條の六第一項第四号中「四十一センチメートル」を「四十二センチメートル」に、「二十八センチメートル」を「三十センチメートル」に改める。
第二百一十一條の十一第二項及び第三項中「三町」を「三百メートル」に改める。
第二百二十二條を次のように改める。
（選挙人等の出頭及び証言の請求）
第二百二十二條 選挙管理委員会は、本章に規定する異議の申立又は訴願の提起があつた場合において、その決定又は裁決のため必要があると認めるときは、選挙人その他の關係人の出頭及び証言を求めることができる。

2 民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）中証人の訊問に關する規定は、前項の規定により選挙管理委員会が選挙人その他の關係人の出頭及び証言を求める場合について準用する。但し、罰金、拘留、勾引又は過料に關する規定は、この限りでない。
3 第一項の規定により出頭した選

挙人その他の関係人の要した実費は、当該地方公共団体が、条例の定めるところにより、弁償しなければならぬ。

第十六章（第三百三十九条の二及び第三百五十二条を除く。）中「禁止」を「禁錮」に改める。

第二百三十九条の二各号列記以外の部分中「禁止」を「禁錮」に改め、同条第二号中「日本専売公社若しくは原子燃料公社の役員若しくは職員又は日本国有鉄道若しくは日本国有鉄道、日本専売公社若しくは原子燃料公社の役員若しくは職員又は」に改める。

第二百五十一条中「公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反」の罪の下に「並びに第二百五十二条の二（政党その他の政治団体の政治活動の規制違反）及び第二百五十二条の三（選挙人等の偽証罪）の罪」を加える。

第二百五十二条第一項中「公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反」の罪の下に「並びに第二百五十二条の二（政党その他の政治団体の政治活動の規制違反）及び第二百五十二条の三（選挙人等の偽証罪）の罪」を加え、「禁止」を「禁錮」に改める。

第二百五十二条の二の次に次の一条を加える。
（選挙人等の偽証罪）
第二百五十二条の三 第二百二十二条

（選挙人等の出頭及び証言の請求）
第二項において準用する民事訴訟法の規定により宣誓した選挙人その他の関係人が虚偽の陳述をしたときは、三月以上五年以下の禁錮に処する。

2 前項の罪は、当該選挙管理委員会の告発を待つて論ずる。

3 第一項の罪を犯した者が当該異議の申立に対する決定又は訴願に対する判決が行われる前に自白したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第二百五十三條の二第一項及び第二百五十四條中「並びに第二百五十九條の三（公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反）」を「及び第二百五十九條の三（公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反）」に改める。

第二百七十一條中「第十五條第一項を」第十五條第一項から第四項まで」に改める。

附則

1 この法律は、昭和三十三年六月一日から施行する。ただし、衆議院議員の選挙に関しては、次の総選挙から施行する。
（都道府県の議会の議員の選挙区等に関する経過措置）

2 この法律の施行後各都道府県につき最初に都道府県の議会の議員の一般選挙が行われるまでの間における都道府県の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数については、なお従前の例による。

（選挙期日が公示されている選挙等に関する経過措置）

3 この法律の施行の際すでにその期日を公示し、又は告示してある選挙については、なお従前の例による。
（町村合併に係る都道府県の議会の議員の選挙区に関する特例）
昭和三十年四月二十三日に行われた都道府県の議会の議員の一般選挙において、町村合併促進法（昭和二十八年法律第二百五十八号）第十一條の五（同法第三十六條及び第三十七條第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づきその選挙区に關して同條に規定する特例によることとされた区域を有する郡（当該郡の区域が改正後の第十五條第四項の規定に該當する場合にあつては、同項の規定により郡の区域とみなすことができる当該各区域を含む。）以下この項において同じ。）又は市について必要があるときは、この法律の施行後各都道府県につき最初に行われる都道府県の議会の議員の一般選挙から当該一般選挙により選出される議員の任期が終る日までの間に限り、条例で当該区域が従前所属していた郡市の区域と合せて一選挙区を設けることができる。
（関係法律の一部改正）

5 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。
第十二條第一号中「二千三百円」を「五千三百円」に改める。

6 最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第五條及び第四十三條第二項中「二十五日」を「二十日」に改める。
第五十四條中「区域及び」を「区域及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）」に改める。
別記投票用紙様式備考中「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）」を「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）」に改める。

7 農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。
第十一條の表中第六十一條第二項の項の次に次のように加える。

第十二條 本條に規定する農業委員会等に関する法律第十一條において準用する第十五條（第二百四條、第二百一八條及び第二百一十一條の規定を除く。）に規定する異議の中立

第十一條の表第二百五十一條及び第二百五十二條第一項の項中「公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反」の罪の下に「並びに第二百五十二条の二（政党その他の政治団体の政治活動の規制違反）及び第二百五十二条の三（選挙人等の偽証罪）の罪」を加え、同表第二百五十四條の項中「並びに第二百五十九條の三（公職の候補者等の寄附の制限違反）」を「及び第二百五十九條の三（公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反）」の罪並びに第二百五十二条の二（政党その他の政治活動の規制違反）及

8 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。
第九十四條本文中「第一百六條第一項を」第一百六條に改め、同條の表第一百六條第一項の項中「第一百六條第一項を」第一百六條に改め、同表第一百六條第一項（選挙の一部無効に係る部分を除く。）又は第一百十三條に改め、同表第一百十三條の三の項の次に次のように加える。

第九十四條の表第二百五十一條及び第二百五十二條第一項の項中「第二百五十九條の三の罪の下に」並びに第二百五十二條の二及び

第九十四條の表第二百五十一條及び第二百五十二條第一項の項中「第二百五十九條の三の罪の下に」並びに第二百五十二條の二及び

第九十四條の表第二百五十一條及び第二百五十二條第一項の項中「第二百五十九條の三の罪の下に」並びに第二百五十二條の二及び

百五十二條の二及び百五十二條の三に改める。

9 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第八十一条第二項中「都道府県及び百五十二條の十九第一項に規定する振定都市にあつては四人、その他の市及び町村にあつては三人を四人に改める。

第八十九條第一項中「都道府県及び百五十二條の十九第一項に規定する指定都市にあつては委員三人以上、その他の市及び町村にあつてはすべての委員を三人以上の委員」に改める。

10 前項の規定による改正後の地方自治法第八十一条の規定によりあらたに増加することとなる選挙管理委員は、同法第八十二条第一項の規定により選挙しなければならぬ。

11 前項の規定により選挙された選挙管理委員の任期は、地方自治法第八十三条第一項の規定にかかわらず、現に在任する他の選挙管理委員の残任期間に相当する期間とする。

理由

町村合併後の実情及び最近の選挙の実施状況にかんがみ、都道府県の議会の議員の選挙区の画定方法を改め、選挙運動のために用いることができる通常葉書、ポスターの枚数を増加し、立会演説会の実施に関する規定の合理化を図るとともに、選挙

に関する異議の申立に対する決定等のため選挙管理委員会において選挙人その他の関係人の出頭及び証言を求めることができるとし、その他規定の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○郡国務大臣 たいだいま議題となりまして公職選挙法の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨を御説明申し上げます。

この法律案は、最近における町村合併の進捗に伴い、選挙の方法を実情に即するように改めること、第二十四回国会における参議院議員の選挙方法の改正に伴い、衆議院議員その他の選挙についても所要の調整を加えること、あわせて、選挙の管理執行に関する規定について合理化をはかることの三点を中心として、公職選挙法に必要最小限の改正を加えようとするものであります。

まず、町村合併の進捗に伴う改正であります。

御承知のように、町村合併の結果、郡市の区域に著しい変動が生じたので、現在の郡市の区域をそのまま都道府県議会の選挙区画定の基礎的単位とすることができなくなりまして、そこで、選挙制度調査会の答申に沿って、人口が議員一人当りの人口の半数にも達しない郡市は、これを独立の選挙区とすることを認めないものとするとともに、いわゆる飛び地またはこれに類似する状況にある郡については、それぞれの地区を独立の郡の区域とみなして選挙区画定の単位とする

等、郡市の区域をもって都道府県議会の議員の選挙区とする原則に若干の例外的措置を認めることとしたのであります。

なお、同じく、町村合併の結果町村の規模が拡大されたことにかんがみまして、現在、投票の当日、郡市の区域外にあるため不在となる場合に認められていない不在者投票を、同一の郡内であつても、町村の区域外であればこれを認めることといたしました。

また、町村の選挙については、区域の拡大に伴い、新たに選挙運動用はがきの使用を認め、選挙運動用ポスターの枚数を増加し、町村長の選挙については、新たに小型自動車もしくは軽自動車または船舶の使用を認める等、選挙の手續及び運動方法の合理化をはかることといたしております。

第二に、参議院議員の選挙方法の改正に伴う規定の整備であります。

御承知のように、最近における交通、宣伝等選挙運動手段の発達の状況にかんがみまして、この際衆議院議員の選挙運動期間を二十日に短縮するとともに、選挙運動用はがき及びポスターの枚数をそれぞれ五割及び六割増加することといたしました。これは、過般の参議院議員の選挙運動方法の改正とも見合うものであります。

地方公共団体の選挙につきましては、運動期間は、すでにこの前改正いたしておりますので、はがき及びポスターの枚数を増加するにとどめるといたしました。

第三に、選挙の管理及び執行等の合理化に関する事項であります。すなわち、衆議院議員の選挙区の境界にわたって郡の廃合が行われた後、

旧郡の境界にわたって新たに町村の設置があつた場合におけるその町村の所属選挙区の決定方法、二以上の選挙を同時に進行する場合における投票及び開票の順序の決定方法等についてこれを明確にする規定を設け、立会演説会における演説順序の決定方法を合理化し、立会演説会場における秩序保持に関する規定を整備し、選挙管理委員会における異議の申し立てまたは訴訟の審理の適正を期するため、証人喚問の制度を設ける等の措置を講ずることといたしましたのであります。

なお、現在、指定都市以外の市及び町村の選挙管理委員会は、委員の定数三人とされており、しかもその全員が出席しなければ会議を開くことができぬものとされており、委員の運営上種々不便がありますので、今回、委員会の権限を整備することとされたのに伴い、この法律案の附則において、地方自治法の一部を改正し、その定数を四人とすることといたしております。

そのほか、附則におきまして、ただいま申し上げました公職選挙法の一部改正に伴い、関係法律の規定の整理を行うことといたしましたのであります。

以上が公職選挙法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○南委員長 引き続き補足説明を求めます。選挙局長兼子秀夫君。

○兼子政府委員 第十三条第二項中ただし書きの市の部分を削りましたのは、新たに、第三項に、従前の市に関する規定と同様なものが町村合併の結果

果ございますので、第三項にまとめて規定をしたわけでございます。前項但書の場合において、あらたに設置された市及び郡の区域又は支庁の所管区域の変更により選挙区の境界をなす郡の区域又は支庁の所管区域の境界がなくなった後に当該境界にわたつてあらたに設置された町村の選挙区の所屬については、政令で定める。従前は市だけについて規定がございましたが、新たに町村につきましてもこのような規定がございますので、規定をいたしたわけでございます。

次は、第十五条の關係でございますが、先ほどの大臣の提案理由の説明にございましたように、町村合併の結果、郡の飛び地等の状態が多くなりまして、それに合せまして、従来の都道府県議會議員の選挙区につきまして、郡市の区域における原則はそのままといたしました。二項から四項まで新しい郡の状態に即応した規定を置いたのでございます。

第二項は、その郡の人口が議員一人当り人口の半数に達しない場合でございます。この場合は、条例で隣接する他の郡市の区域と合せて一選挙区を設ける強制合区の規定でございます。

第三項は、半数以上の人口はございしますが、一人未満の人口であります場合には、任意合区の規定——従来もございしたのを、そのままの趣旨で置いたわけでございます。強制合区と任意合区の規定に分けたのでございします。

第四項は、飛び地を郡の区域とみなすことができる規定を置きまして、新しい郡の状態に即応いたしましたものでございします。

それから、第六項は、このような選挙区を作ります場合に、行政区画あるいは衆議院議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮してきめなければならぬという規定を置いたのをごさいます。

第八項は、政令に関する根拠規定を置いたのでごさいます。第十五条の二は、整理であります。

第三十一条の第四項中「二十五日」を「二十日」に改めましたのは、選挙運動期間を、最近の交通あるいは宣伝手段等の発達状況にかんがみまして、また参議院議員の運動期間の短縮等の関係もごさいます。これを二十日としたものでごさいます。それに伴いまして、第三十四条第六項の告示の規定も改正をいたしております。

それから第三十三条の第五項第二号中の教育委員を削る。それから、それ以下の整理は、教育委員会の制度で三十一年六月三十日法律第一六二号によって公選制が廃止されましたが、その制度改正に伴う教育委員会の整理に関する法律におきまして、これは立法の手違いから整理漏れを起してありますので、そういう点をこの際整理したいと考えるのでごさいます。この整理の関係は各所に出て参りますので、条項を追って申し上げます。

四十九条は、「不在者投票」に関する規定で、従前は郡市の区域を出た場合に認められましたものを、町村合併の結果「市町村」ということに改めるのでごさいます。

五十七条の第二項は、これは字句のミスでございまして、「都道府県の議員」となっておりますのを「都道府県の議会の議員」に直すのでごさいます。

第七十一条は、教育委員の整理でございまして。

八十六条第一項第二号は、地方自治法の改正に伴う条文の整理でございまして。その中に教育委員の整理もあわせて行なっております。従って、「第八項」を「第五項」に改める。「これも整理であります。

「第百十三条第三項各号列記以外の部分中「又は第五項本文」及び「第五項本文」を削る。」というものは、教育委員に関する整理でございまして、百六十六条中の改正は、これは百三十三条第三項の便乗選挙の場合において、議員がすべてない場合に百六十六条の規定が入っておらなかったのを整理いたしました。加えることとしたのでごさいます。

それから、百二十二条の二、これは今回新しく「投票及び開票の順序」を定めたものでありまして、同一団体の同時選挙、都道府県と市町村の選挙の場合、その投票及び開票の順序を関係の選挙管理委員会がきめるということにいたしましたのでごさいます。

百三十二条、これは、メートル法の実施に伴いまして、規定を整理いたしましたのでごさいます。

百四十一条の「自動車、拡声機及び船舶」に関する規定でございまして、町村長に今回新たに自動車の使用を認めることにいたしましたのでごさいます。「町村長の選挙にあつては小型自動車又は軽自動車に限るものとする。」それから、百四十二条は、選挙運動用はがきでございまして、第一号、これは、衆議院議員「一万枚」を「一万五千枚」に改め、都道府県知事は、参議院地方選出議員と同様に、「一万枚」

を、一万五千枚を基数として、「都道府県の区域内の衆議院議員の選挙区の数が一を超える場合にはその一を増すことに三千枚を一万五千枚に加えた数」に改めるものであります。都道府県の議員は「二千枚」を「三千枚」に改め、指定都市の長の選挙につきましては「一万枚」を「一万五千枚」に指定都市の議会の議員は「一千枚」を「二千五百枚」に、さらに、一般の市長は「二千枚」を「三千枚」に、一般の市の市会議員は「五百枚」を「八百枚」に改め、さらに、第七号に、町村の選挙におきまして、新たに町村長につき「三百枚」を認めるものでごさいます。百四十二条は、これは、町村の選挙につきまして新たに規定いたしました関係で、整理をいたしたものでごさいます。

百四十四条、選挙運動用ポスターの規制でございまして、今回衆議院議員につきまして「五千枚」を「八千枚」に改め、これに関連いたしまして、都道府県議員、市の議員及び市長「五百枚」を「八百枚」に、指定都市の市長「二千枚」を「三千枚」に、町村の議員及び市長「百枚」を「三百枚」に改めるとともに、従来、タブロイドの規格は、紙の裁断の結果、若干、ごくわずかでございまして、一センチメートル弱の違いを来たしましたので、今回そのタブロイドの規格を正確に改めるものでごさいます。

百四十七条は、メートル法の実施による整理でございまして。

百四十八条、「新聞紙、雑誌の報道及び評論等の自由」に関する規定でございまして、第三項にただし書きを加

えることとしたのであります。これは、点字新聞紙につきましては、一年以上の発行の実績を持っておりましても、第三種郵便物以上に優遇されておりますので、しかも第三種郵便物という要件をいたしますと、評論ができないという点がございまして、今回第三種郵便物の要件をはずしまして、一般新聞紙と同様に政治評論の自由を認めることとするものでごさいます。現在、点字新聞は、毎日新聞が約三十年にわたって発行いたしておりますのであります。

それから、百五十三条第一項の改正は、「立会演説会の開催主体」の規定でございまして、町村合併の結果、「人口概ね四千以上の町村で都道府県の選挙管理委員会の指定するもの」という規定が、第一項と第三項の関係で整理いたしました。市及び都道府県の選挙管理委員会の指定する町村」ということに改めるものでごさいます。

それから、百五十五条の規定でございまして。これは「立会演説会の開催計画の決定及び告示」に関する規定でございまして。この計画を、衆議院議員の選挙については三日以内ということになつておりますが、参議院議員の選挙につきまして二日以内に改めましたので、これも同様に改めるものでごさいます。

百五十六条の二、「班別編成による立会演説会への参加」の規定でございまして、第三項に、演説の順序の機会均等化をはかる規定を置きまして、立会演説会を行う期間を二または三の期間に分けて、それぞれの期間ごとにく

じを行うことができるようにいたしましたのでごさいます。

百五十九条は、「立会演説会の秩序保持」に関する規定でございまして、従前の規定は「退去させることができる。」となつておりましたのを「退去させなければならない。」ということにいたしました。選挙管理委員会に秩序保持の責任を負わすということにいたしますとともに、第三項に新たに秩序保持に関する法律の趣旨内容を説明するよう規定を置いたものでごさいます。

百六十五条及び百六十五条の二は、メートル法の規定の整理でございまして。

百七十六条、回数券を片道乗車券に改めましたのは、これは従来回数券で処理して参つたのでございまして、国鉄の方の規則で、こういう選挙のときに使いますものは回数券でないだといふ趣旨で改正の希望がございまして、実際には変りないのであります。が、「回数券十五枚」というのを「片道普通乗車券三十枚」に改めるものでごさいます。

第百七十七条の第三項も同様な改正でございまして。

二百一条の五の規定、二百一条の六の規定、これはそれぞれタブロイドの規格の改正でございまして。

二百一条の十一、これはメートル法の整理でございまして。

認めるときは、選挙人その他の関係人の出頭及び証言を求めることができる」という規定を新たに置くこととするものであります。これは、御承知のこととく、地方自治法第百条の議会の調査権の規定の中に、議会は、「選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる」という趣旨の規定があるのでございまして、選挙管理委員会は、リコールの場合におきまして、そのような権限がございまして、選挙の訴願につきましてはその権限がなかったものを、関係人の証言を求めることができることとしたしまして、訴願の裁決に誤まりなからしめようとするものであります。

第二項は、地方自治法第百条第二項と同様の規定でございまして、民事訴訟法中、証人の尋問に関する規定を準用するものであります。ただし、この場合、罰金、拘留、拘引、過料に関する規定は準用いたさず、別途に第二百五十二条の三という規定を設けまして、地方自治法の第百条第七項と同様な程度の、刑法よりも軽い罰則を規定いたすものでございまして、

それから、第二百五十二条の三の第二項、第三項で、第二項は、これは、地方自治法と違つて、「告発を待つて論ずる」とこととしたものでございまして、第三項は、地方自治法の百条の第八項、第九項と同趣旨の規定で、自白がございました場合には、減軽、免除することができるといたしたのでございまして、

それから、もとへ戻りまして、二百十二条の第三項に、第一項の規定により出頭した選挙人その他の関係人の要

した実費について弁償しなければならぬ」という規定を設けました。

それから、二百三十九条の二、これは「公務員等の地位利用による事前運動の制限違反」の規定でございまして、国鉄法の改正に伴いまして、国鉄には経営委員会が設置されましたので、その規定を整理するものであります。規定の整理でございまして、

それから、次の第二百五十二条の二、「政党その他の政治団体の政治活動の規制違反」及び第二百五十二条の三「選挙人等の偽証罪」の罪を加えるという規定の整理をいたしておりますが、これは、第二百五十一条は「当選人の選挙犯罪に因る当選無効」の規定でございまして、選挙人等の偽証罪という場合には、これは当然無効にかからしめない方がよいという趣旨から「除く」方の罪に入れたのであります。第二百五十二条の二の「政党その他の政治団体の政治活動の規制違反」というものにつきましても、これは除く方に入れるべきではないかということから、当選無効にはからしめないこととしたのでございまして、

同様の規定の整備を第二百五十二条につきましても行なっております。第二百五十二条は「選挙犯罪に因る処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止」等に関する規定でございまして、二百五十二条の二及び二百五十二条の三の罪を加えております。それから、次は先ほど申し上げましたから省略いたします。

次は、二百五十三条の二「刑事事件の処刑」、いわゆる百日裁判の規定でございまして、これも、二百五十二条の三について御説明申し上げましたことと同様の趣旨によつて、百日裁判から除くということにいたしておるのでございまして、

それから、二百七十一条、これは、第十五条の規定が改正になりましたので、その規定の整理をいたしております。それ以外「禁錮」という字を整理いたしております。

附則につきましても、一、二、三項は従来ある規定でございまして、第四項は、「町村合併に係る都道府県の議会の議員の選挙区に関する特例」の規定でございまして、これは昭和三十年四月二十三日の地方の一般選挙におきまして、すでに、町村合併促進法の第十一条の五の規定に基づきまして、いわゆる特例条例の規定によつて選挙を行つたところにつきましても、その後町村合併促進法が執行するまでの間に町村合併が行われ、特例法の適用を受けて、この次の明年四月の一般選挙に特例法の規定によつて選挙を行う地域があるものでございまして、県内で、片方の地域は特例法の適用がないということにもなりますので、必要がありますれば、特例法が適用できる状態にしておいた方がよいのではないかとこの趣旨からいたしまして、もう一回このような場合に特例法の適用をさせまして、「条例で当該区域が従前属していた郡市の区域と合せて一選挙区を設けることができる」という規定を置いたのでございまして、

次の第五項は、ボスターの枚数の増加に伴いまして、衆議院議員につきましても、経費の規定を改正しようとするものでございまして、

第六項は、運動期間の改正に伴いまして、審査の期日及び裁判官の氏名の告示の規定及び再審査の規定を「二十五日」を「二十日」に改めるものであります。

その次は、ほんとうの字句の整理でございまして、第七項は、農業委員会等に関する法律につきまして、先ほど申し上げましたような第二百五十二条の二及び第二百五十二条の三に関する規定を準用いたしておりますので、字句の整理をいたすものでございまして、第八項も、漁業法につきまして同様でございまして、

第九項は、選挙管理委員の定数に関する規定でございまして、今回都道府県と同様に、市町村につきましても委員の数を四人に改めるものでございまして、それから、定足数も「三人以上の委員」ということに改めるものであります。

第十項は、「地方自治法の一部改正に伴う経過措置」に関する規定でございまして、

次に、島上善五郎君外八名提出の公職選挙法の一部を改正する法律案について説明を求めます。島上善五郎君。

公職選挙法の一部を改正する法律案
公職選挙法の一部を改正する法律案
公職選挙法(昭和二十五年法律第百号の一部を次のように改正する。
日次中「第百九十九条の三(公職の候補者等の関係会社等の寄附の禁止)」を「第百九十九条の三(公職の候補者等の関係会社等の寄附の禁止)」に、「第百九十九条の三(公職の候補者等の関係会社等の寄附の禁止)」を「第百九十九条の四(公職の候補者等の関係会社等の寄附の禁止)」に改める。
第百六十五条及び第百六十五条の二中「街頭演説」の下に「及び連呼行為」を加える。
第百九十九条の三の次に次の一条を加える。
(公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の禁止)
第百九十九条の四、公職の候補者又は公職の候補者となる者(公職にある者を含む。)の氏名が表示され又はその氏名が類推さ

止)を「第百九十九条の三(公職の候補者等の関係会社等の寄附の禁止)」に改める。
第百六十五条及び第百六十五条の二中「街頭演説」の下に「及び連呼行為」を加える。
第百九十九条の三の次に次の一条を加える。
(公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の禁止)
第百九十九条の四、公職の候補者又は公職の候補者となる者(公職にある者を含む。)の氏名が表示され又はその氏名が類推さ

る。
第百四十条の二ただし書中「場所においてする場合」の下に「並びに第百四十一条の三(車上の選挙運動の禁止)但書の規定によりする場合」を加える。
第百四十一条の三ただし書中「選挙運動のための演説をすること」の下に「及び午前八時から当日午後六時までの間において自動車の上において選挙運動のための連呼行為をすること」を加える。
第百五十三条第四項中「その回数多くするように努めなければならない。」を「その回数多くするように努めなければならない。」に改める。
第七十回以上開催するように努めなければならない。」に改める。
第百六十五条及び第百六十五条の二中「街頭演説」の下に「及び連呼行為」を加える。
第百九十九条の三の次に次の一条を加える。
(公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の禁止)
第百九十九条の四、公職の候補者又は公職の候補者となる者(公職にある者を含む。)の氏名が表示され又はその氏名が類推さ

る。
第百四十条の二ただし書中「場所においてする場合」の下に「並びに第百四十一条の三(車上の選挙運動の禁止)但書の規定によりする場合」を加える。
第百四十一条の三ただし書中「選挙運動のための演説をすること」の下に「及び午前八時から当日午後六時までの間において自動車の上において選挙運動のための連呼行為をすること」を加える。
第百五十三条第四項中「その回数多くするように努めなければならない。」を「その回数多くするように努めなければならない。」に改める。
第七十回以上開催するように努めなければならない。」に改める。
第百六十五条及び第百六十五条の二中「街頭演説」の下に「及び連呼行為」を加える。
第百九十九条の三の次に次の一条を加える。
(公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の禁止)
第百九十九条の四、公職の候補者又は公職の候補者となる者(公職にある者を含む。)の氏名が表示され又はその氏名が類推さ

る。
第百四十条の二ただし書中「場所においてする場合」の下に「並びに第百四十一条の三(車上の選挙運動の禁止)但書の規定によりする場合」を加える。
第百四十一条の三ただし書中「選挙運動のための演説をすること」の下に「及び午前八時から当日午後六時までの間において自動車の上において選挙運動のための連呼行為をすること」を加える。
第百五十三条第四項中「その回数多くするように努めなければならない。」を「その回数多くするように努めなければならない。」に改める。
第七十回以上開催するように努めなければならない。」に改める。
第百六十五条及び第百六十五条の二中「街頭演説」の下に「及び連呼行為」を加える。
第百九十九条の三の次に次の一条を加える。
(公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の禁止)
第百九十九条の四、公職の候補者又は公職の候補者となる者(公職にある者を含む。)の氏名が表示され又はその氏名が類推さ

る。
第百四十条の二ただし書中「場所においてする場合」の下に「並びに第百四十一条の三(車上の選挙運動の禁止)但書の規定によりする場合」を加える。
第百四十一条の三ただし書中「選挙運動のための演説をすること」の下に「及び午前八時から当日午後六時までの間において自動車の上において選挙運動のための連呼行為をすること」を加える。
第百五十三条第四項中「その回数多くするように努めなければならない。」を「その回数多くするように努めなければならない。」に改める。
第七十回以上開催するように努めなければならない。」に改める。
第百六十五条及び第百六十五条の二中「街頭演説」の下に「及び連呼行為」を加える。
第百九十九条の三の次に次の一条を加える。
(公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の禁止)
第百九十九条の四、公職の候補者又は公職の候補者となる者(公職にある者を含む。)の氏名が表示され又はその氏名が類推さ

れるような名称が表示されている団体は、当該選挙に關し、当該選挙区(選挙区がないときは選挙の行われる区域)内にある者に対し、いかなる名義をもつてするを問はず、寄附をしてはならない。但し、政党その他の政治団体若しくはその支部又は当該公職の候補者若しくは公職の候補者とならうとする者(公職にある者を含む)に対し寄附をする場合は、この限りでない。

第二百一十一条の十一第二項及び第三項に後段として次のように加える。

第二百一十一条の十二但書(連呼行為のできる場合)の規定により連呼行為をすることも、また同様とする。

第二百一十一条の十二ただし書中「場所においてする場合」の下に「並びに午前八時から当日午後六時までの間において本章の規定により使用する自動車の上においてする場合(その選挙運動の期間中に限る。)」を加える。

第二百四十三条第九号中「演説」の下に「若しくは連呼行為」を加える。

第二百四十九条の三の次に次の一条を加える。

(公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の制限違反)
第二百四十九条の四 団体が第九十九条の四(公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の禁止)の規定に違反した寄附をしたときは、その団体の役員又は構成員として当該違反行為をした者は、五千円以上五万円以下の罰金に処する。

第二百五十一条中「及び第二百四十九條の三(公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反)」を、「第二百四十九條の三(公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反)及び第二百四十九條の四(公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の制限違反)」に改める。

第二百五十二条第一項中「及び第二百四十九條の三(公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反)」を、「第二百四十九條の三(公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反)及び第二百四十九條の四(公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の制限違反)」に改める。

第二百五十三条第一項中「並びに第二百四十九條の三(公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反)」を、「第二百四十九條の三(公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反)及び第二百四十九條の四(公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の制限違反)」に改める。

第二百五十三条の二第一項中「並びに第二百四十九條の三(公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反)」を、「第二百四十九條の三(公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反)及び第二百四十九條の四(公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の制限違反)」に改める。

第二百五十四条中「並びに第二百四十九條の三(公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反)」を、「第二百五十四条の三(公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反)」に改める。

第二百五十四条の三(公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反)を、「第二百五十四条の三(公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反)及び第二百五十四条の四(公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の制限違反)」に改める。

補者の氏名等を冠した団体の寄附の制限違反」に改める。

附則

- この法律は、昭和三十三年六月一日から施行する。ただし、衆議院議員の選挙に關しては、次の総選挙から施行する。
- この法律施行の際すでにその期日を公示し、又は告示してある選挙については、なお従前の例による。
- この法律施行前にした行為及び前項の規定により従前の例により行われる選挙に關してした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

最近の選挙の実施状況にかんがみ、連呼行為の制限を緩和し、公営の立会演説会を拡充するとともに、寄附の制限を厳格にすることとし、その他規定の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、約一千百万円の見込である。

○島上委員 たいだいま議題となりました公職選挙法一部改正の法律案につきまして、日本社会党を代表して、その提案理由と要旨を御説明申し上げます。
改正の要点をまず申し上げますと、第一には、立会演説会の回数を多くする。多くするという事は、現行法律

にもございますが、これを七十回以上開催する、こういうふうにはつきりとさせたいという点であります。
第二点は、現行法にありまする寄附制限(一九九九年にございませうが、この寄附制限については、いわゆる候補者の名を冠した後援団体の寄附は全く制限されていないという事は、現行法から考えまして不当でございませうが、第九十九條の三の「公職の候補者又は公職の候補者とならうとする者(公職にある者を含む)」の氏名が表示されあるいは類推されるような団体の寄附の制限をしよう、こういうこととあります。

第三点は、いわゆる連呼行為の禁止でございませうが、これを一定の時間に限って、午前八時から午後六時までの間に限って緩和しよう、こういうものがあります。

その理由を少く具体的に御説明申し上げますが、立会演説会の回数を多くしようという事は、一般論としては、すでに今まで選挙法改正の際にも、与党、野党、保守、革新を問わず、一致しておるところであります。その改正を前回いたしました、百五十三條の四項中に、選挙管理委員会「その回数を多くするように努めなければならない」という規定がございませうが、その後の状況を見ますと、実際には多くなっておりませう。これでは法律改正の趣旨にかんがみましていけませんので、「七十回以上」と、回数をここに定める必要がある。現在の状況を見ますと、全国平均して四十五回ないし四十八回になっておるといふ数字が出ておりますが、これを七十回程度にふやすことは、決して不可能

なことではございませう。土曜日、日曜日の昼間、立会演説会をやるといふこともできませんし、また、街頭の適当な場所、街頭における立会演説をやるといふこともまた可能でございませう。政府提案の改正案の中には、運動期間を二十五日から二十日に短縮するという点がございませう。参議院との関係でそうしたのだと何げなく説明しておりますが、これは、もしそういうことになりましたら、立会演説会の回数を実際には非常に少くなる。聞くところによりますと、この法案改正の際に、与党の中には、立会演説会を廃止するか、廃止に近い方向に制限しようという意見が強かったということでありませうが、これは、選挙公営の見地からすれば、大へんな改悪であつて、逆行であります。もし五日間短縮するとすれば、実際立会演説会は十回以上少くなるということでありませう。私たちはいざ討論の際にはつきりその点を指摘いたしますが、そういうことは逆行でありますから、むしろこの際立会演説会の回数を多くすべきである。選挙法は、選挙運動をやる者の都合、特に名前の知れた古い議員の都合ということを中心にかんがふことは間違ひであつて、新人にどんどん出る機会を与えるべきであつて、特に、私どもは、選挙法改正に當つては、立候補して選挙運動をする者の都合からばかり考えず、選挙運動を受ける国民の立場も十分に考えなければならぬ。国民になるべく政策を聞いてもらう機会を多く与えるということが必要でありませう。そういう見地からしますならば、現在の回数を多くするよう努めなければならないという精神を

より具体的に実行するために、七十回以上とすることが適當である、こう考へておるのであります。費用の点あるいは選挙管理委員会の労力の点等において、若干問題点がないではありませんけれども、やろうとすれば決してできないことではありませんので、このようにいたしたい。公營の趣旨を具体的に実行するために、このようにいたしたいと考へます。

第二の点でございますが、これは、今日、解散を控へまして、あの手この手の事前運動が盛んに行われておりますが、もちろん、一口に事前運動と申しましても、政党が行う日常の政治活動であるものは、何ら差しつかえないのであつて、むしろ奨励すべきものであります。しかし、多額の金をばらまいて、法律すれすれの事前運動が各地に行われておる。その中でも特に目立っておりますものは、後援会の名による運動であります。先ほども申しましたように、今日の法律においては、百九十九条の三に、公職の候補者または公職の候補者とならうとする者に対して、当該選挙区の者に対していかなる名義をもつても寄附をしてはならないという制限を加えております。特に三につきましては、前回の改正の際に非常に熱心に議論をいたしまして、「公職の候補者又は公職の候補者とならうとする者が取締役、監査役、理事、代表者その他これらに準ずる責任者である会社その他の法人又は団体は、当該選挙区に、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもつてするを問はず、これらの者の氏名を表示し又はこれらの者の氏名が類推されるような方法で寄附をしてはな

らない。」というかなりきびしい法律を新たに作ったのであります。このときにも問題にされなかつたわけではありませんが、その後の特に最近の状況にかんがみまして、これだけの法律では、後援団体、何々後援会、公職の候補者にならうとする者の名前を冠した後援会が最近できて、その後援会の名によつて選挙区内にある者にいかなる寄附をしても差しつかえない。現行法では大きな穴があいておるのであります。これを巧みに利用しまして、これが盛んに行われておる。選挙の公明を期しようとお互いに考へておる者にとつては、これは大へんな弊害でありま

す。この弊害を取り除くことが、腐敗選挙、不正選挙を防止し、選挙の公明を期するためにぜひ必要であらう、こう考へまして、この一項をぜひ加えたい、こう考へておるわけでありま

第三には、いわゆる連呼行為の禁止であります。現行法においては、車上における選挙運動と連呼行為を禁止しておりますが、実際には終盤戦になりますと、ほとんど連呼行為に近い状態、あるいは連呼行為の状態が行われておりまして、これを取り締るといっても取り締りようのない状態にある。これは、私どもが選挙法改正に関する調査で地方におもむきました際に、取り締りの当局者から異口同音に訴えられた事柄であります。實際上取り締りようがない。それならば、さういふ取り締りようのないし、実際に実行できないような法律の弱点を改正しまして、一定の時間——朝早くから夜おそくまででは選挙民が迷惑しますから、その時間を制限して、午前八時から午後六時の間、むしろ車上における

連呼行為を許してもいいのではないか。もちろんこれは標旗を掲げた車上における行為であつて、それ以外に町を練り歩いて連呼行為をすることは許されない。標旗を持たないで連呼行為をすることを無制限に野放しに許せうとするものでないことは、もちろんであります。これは、現行法の実施の状況からしまして、こうすることが実際に即した妥当な改正である、こう考へたのであります。

その他改正すべき点がないでもありませんが、今国会があと残るところ短かいので、その大規模改正をいたしましても審議上どうかと思ひまして、ごく必要な三點に止つたのであります。この法文につきましては、一々御説明することをこの際省略しまして、今申しました三點を改正し、それに必要な条文の整理を行なつたのでございます。御質問がありますれば詳細にお答えしますが、何とぞすみやかに審議をしまして、全会一致御賛成あらんことをお願いいたします。

(拍手)

○青木委員 ちよつと資料をお願いしたいと思ひます。各都道府県における議員一人当りの人口数の調べをお願いいたします。それから、もう一つ、各都道府県における立会演説会の回数の資料も御提出願ひます。

○南委員長 兼子さん、なるべくすみやかに御提出願ひます。それから、資料の請求がおくれると間に合わぬものがありますから、なるべく早く請求していただきたいと思ひます。

○井堀委員 私は文書でお願いをしたいと思ひます。

○南委員長 以上で両案についての提案理由の説明は終了いたしました。なお、両案に対する質疑は明日より行いますので、さよう御了承願ひます。

明四日は、午前十時より理事会、引き続き委員会を開会いたします。本日はこれにて散会いたします。

午後零時一分散会